



法

26

301055-000-6

法-26


取引所條例得失論

松尾鶴男

M 2 5 . 6

B DM - 0 0 0 2

|||||||



26. 1181 / 25

取引所条例得失論



本邦現在の相場會所には舊米商會所株式取引所及取引所の三種あり原來全性質のものなれば均しく一條例の下に支配せらるべきものにして新取引所條例附則には明かよ米商會所條例及株式取引所條例は其營業滿期を待て廢止する旨を定められたり然れば此兩種の相場所は疾くよ廢滅に歸すへかりしに當時其株主たる者忽ち獨占の巨利を失するを憂へ百方取引所條例よ向て非難を試み取引所創立者も亦た農商務省より示したる取引所規約標準には箇束に過ぐるものありとして多少の苦情を生じ爲めに農商務省よ於ても再査を加へんとの念を生じ一時舊來の相場所に對して營業の延期を許し取引所の創立は四十一個所の出願よ對し東京、大坂、兵庫新潟、名古屋、大阪、佐賀、金澤、高岡、桑名、の十個所よ許可を與へ堺、高砂、直江津の三個所に不認可を爲し函館、豐橋、岡崎、清水、靜岡、若津、若松、廣島、博多、福山、尾ノ道、山形、酒田、富山、敦賀、赤間關、松山、横濱、岡山、玉島、長崎、石ノ巻、熊本、岐阜、大垣、坂本、酒井手の二十八個所は荏苒五ヶ年を空過して今日に至れり畢竟農商務省の如斯遷

延に至りたるものは爾來不幸にして大臣の屢次更迭ありたると實に其主因たるものゝ如し然らざれば假令再査を加ふるとするも何を數年を費すの要あらんや然るに各地取引所の設立處分の遷延したる結果として現今類似會社各地方到る處に勃興し全國を通算せは其數已に百三十個所に上るへく此他委託取次業等種々の弊風各地方に蔓延し陋習漸く固着して將に國家永遠の大害を醸さんとす是實に政府其職分を盡さるの致す所なりと謂ふも決して誣言に非るへし既往は咎むるも詮なし今や政府は一日も速に商業上の急需を充たし以て一方には商業の發達を促し一方には地方の害毒を除却するを勉むべき筈なるに各所切に其狀を具して督促するに係らす尙且急速に之を處理するの状なきは眞に怪訝に堪へざる所とするに今日の情況は地方正業者の默視する能はざる場合にして深く政府の反省を促し最も急速の處理を求めざるへからず然るに世人の往々此新條例に向て非難するものあるは必竟條例并に省令の精神を誤解し亦其組織方法に於ても新舊相比し優劣を見るの粗なるに出るものなり世の論者或は云ふ取引所の實地に適せざるの事例

は現に取引所の許可ある土地にして今に其實施に着手せざるを見ても其條例の不完全なるを證すべしとはれ即ち其一を知て其二を知らざるものなり既に許可ありて未だ實施に着手せざるの土地即ち東京、大坂、新瀉、名古屋、大津、金澤、高岡、桑名の八ヶ所は何れも舊米商會所并に株式取引所の延期を許され舊條例に依て尙ほ賣買を爲し新取引所の實施を爲すの必用を見されはなり之に反して舊相場所の之れ無き神戸佐賀の如きは新取引所に依て實施せらるゝものなれば論者の所謂條例不完全の爲に新取引所の實施を爲さるとは謂れなきの甚しきものと云ふへし今左に新舊條例の優劣を示さんか爲に其最も緊要なる諸點を擧げて之を比較せんとす今三條例を細査するに舊米商會所、舊株式取引所の兩條例は殆んど全一にして新取引所條例は大に其趣を異にする其最も主要とする所蓋し左の六項とす

- 一 舊米商會所及株式取引所へ株式會社組織よして新取引所は會員組織たり
- 二 舊米商會所、株式取引所へ仲買身元金、賣買證據金の預金及賣買者に對して担保の責あり新取引所は市場の性質たるに依り會所に擔保の責なし

四

三 舊米商會所よ於ては米、舊株式取引所に於ては有價證券に限り賣買をなし
新取引所に於ては各地適宜に各種の重要な商品升に有價證券を併せて賣買す
るとを得

四 舊米商會所、株式取引所は仲買人よ限り賣買を爲し新取引所は仲買人并に
會員は總て自己の賣買を爲す

五 舊米商會所株式取引所は仲裁の方法なかりしか新取引所にハ仲裁法ありて
賣買取引に關し爭論の終審仲裁を爲す

六 舊米商會所株式取引所の營業期限は滿五ヶ年の制限あり新取引所よハ此制
限なし

新舊兩條例中特異の要點は右の六項にあり此他賣買上に於て稍や相異にする所あ
るも是れ其枝棄にして根帶に非らす取引所條例に於ては（賣買取引は直取引及定期
取引の二様とす）と定めたるのみにて其方法は農商務省令及取引所の規約に一
任せり故に之よ關する論定は篇末に附記し先づ茲に其根基たる前記の六項に對し

詳論すべし

第一項（舊米商會所及株式取引所は株式會社
組織にして新取引所は會員組織たり）

相場會所は原來株式組織と爲すへき性質のものならざるのみならず且つ株式組織
の弊害多くして會員組織の公正なるに比すへからざるは何人も必らず首肯する所
なるへし况んや之れ我國古來の習慣にして各國實歷の良制なるをや蓋し相場所な
らものは専ら公益の爲め必要な都市に設置するものにて少數人民か營利の具にあ
らす而して株式會社は之れと異なり其目的とする所は少數株主の利益に在て決し
て公共の性質を有せず故に此組織を以て成立せる相場所に數多の弊害を釀生すへ
きは素より免れざる所にして之れか株主たる者か各自醸出する所の資本に對し可
成多額の利益配當を受るとを勉むるの外他念なきものなれば賣買者に賦課する手
數料も勢ひ其割合を高からしむるは自然の情狀なり之を事實に例せば現今東京米
商會所の手數料は賣買百石に付金壹圓三十八錢にして神戶新取引所は四十二錢即
ち萬分の六なり其新舊に差ある知るへきなり固より米商會所條例株式取引所條例

には其最高額を制限しあると雖とも此制限は利益配當を目的とせざる會員組織の如く低下なる能はざると勿論にして現に今日新舊相場所の手數料東京神戸の如く大なる差等あるは争ふへからざる事實なり抑も商賣は其物品に對する製產費に幾分の利益を加へ販賣する目的とするものなるか故に其販賣費の多きは物品の價格を昂騰せしむるの原なるとは數の免れざる所なり而して賣買本主が多額の費用を厭ふは勿論にして仲買も亦此意を迎へ勉めて冗費を減じ以て注文の多からんとを冀ふへし然るに舊米商會所の如く其手數料の過當なるときは自然委托の賣買を取引所に出さずして密賣買と化し以て自他の収益を多からしめんとするは寔に防ぐへからざるの情勢とす現に舊相場所に於ける密賣買の多き常に市場賣買高に數倍するは其途の商買が均しく知悉する所にして決して争ふへからざるの事實なり夫れ相場所の株式組織たるとは獨り海外諸國に其一二を除くの外其例なきのみならず本邦に於ても二百六七十年前寛永享保の頃定期賣買の盛まりし以來大坂其他各藩の領内に相場所なる者ありしと雖とも一も株式組織のものあるとなく或は藩

廳之を管理し又は藏元の店前に定時集合したる慣例にてありしなり然るに明治維新後に至り初めて會社体のものを生したるも其不確實なるは現今の類似會社に均しきものにして株式組織の確立したるは實に明治九年に米商會社條例を發せられて現今の米商會所起り明治十一年に株式取引所條例を發せられて現在の株式取引所興りたるを以て創始とす蓋し此舊條例の發布は當時各地相場所の取締法なく隨て弊害少からざるより目前の急よ應するを主とし敢て永遠の計に出たるに非るとは舊條例に於て其營業を五ヶ年と制限したるにても察知するに足れり若し此株式組織を永遠に存續し得るものとすれば其株主こう實に至大の幸福たるべし試に見よ舊米商會所及び株式取引所資本金の三分の二は政府へ預け入れたる公債證書となり三分の一は地所建物と化し毫も商業上よ運轉活用を爲すとなく而して此固定資本よ對し袖手して得る所の利益常に二三割より五割以上の高よ及び尙ほ之を推論すれば株主は實に一種の徵稅權を有するに均しきものなり何となれば米穀及公債株式の定期賣買は相場所外に行ふを得ざるか故に賣買者は必ず相場所に來らざ

るを得ず故に株主は勞せずして利益を壟斷し其有様恰も政府に次て第二の國稅收入權を有するに異ならず此株主なるもの國家に對し何等の功勞ありて如斯獨占權を有するや實に正理を失するの太甚きものたり現に出願中の取引所設立發起者と雖とも株式組織の相場所を許さるに於ては私利を顧みれば無上の幸福なるか故に之を希望すると素より當然の私情なれども今の世に當り公益を害して私利を營む如きは正實なる商工者の屑とせざる所又世人の決して許さざる所なるへし新取引所は全く之に反して手數料は會員より毎年釀出する維持費を補足するに止り其餘剩は毫厘も會員に配當するを許さず隨て手數料の徵收額は極めて低廉にして賣買本主仲買共均しく其利便を受くるのみならず密賣買の弊甚た稀にして商品の運動相場の標準も自ら確實なるを得へし而して株式組織は一二有力者の買占むるに便にして殆んど一己人の所有に歸すると又た難からず其實例は昨年迄の東京米商會所の如き現今にても一二の實例あるを見る、之れ會員組織に決して無き所の弊害にして其權勢平等なるか故に決して少數會員の專横を企つるの途なし然るに株見るへし

式組織に於ては會社定款は勿論賣買上の申合規則なるものも總て株主の決定する所に任せ賣買者たる仲買人の容喙を許さるものなれば其間自ら惡弊を釀し易く仲買人は常に其抑壓を受けるを免れず新取引所の會員及び仲買より推撰したる役員の處理に出るものと大に其實情を異にせり就中會計上の取締の如き株式組織に在つては其株主は賣買に關せざる故市場に來往するとなく又た日々市場に集合する仲買人は會計に關係を有せざるを以て毫も監査の念なく全く五名の肝煎の處理に歸するも新取引所に於ては理事の外數名の常置委員あるのみならず會員委員、仲買人組長及び會員仲買は總て賣買者にして日々市場に會し其收支は均一に各自の頭上に掛るを以て自から理事の行爲に注目を怠らざるより甚しき不都合を生ずるに至らざるは理の観易き所とす株式組織と會員組織の利害實に如斯判明たるを見るへし

第二項 (舊米商會所株式取引所は仲買身元金賣買證據金の預金及賣買者に對し)

凡賣買は双方の合意契約に出る者なれば別に擔保者を設く可きの必要なき者とす

殊に相場所の如き其違約の損害要償は以下述ふる處の事實に依て保證すると得
へし即ち賣買者は條例より遵ひ會員は三百圓以上三千圓以下仲買人は千圓以上二萬
圓以下の身許保證金を預け入れ且つ賣買契約をなす毎に双方より證據金を差入れ
相場に昂低あれば重て追證據金を差入れ以て違約の際、損害辨償に十分なる金員
を備へしむ此身元金及保證金は神戸取引所の例に依れば甲銀行より相當の抵當を
徵して預金を爲し其抵當は乙の最も信用ある銀行より保管せ志め都て金銀の出納は
取引銀行者の出張人之を爲し現金を取扱はざると恰も現今政府の會計方法の如く
なれば他に株式會社の擔保なしと雖も聊か懸念する所なく且つ何人にとっても賣買の
石數多額に嵩む時は即時證據金を差入るゝに非れば賣買を爲さしめるの法を設
け（東京米商會所は申合規則より一日賣買高三千石より超える時は直ちに本證據
金の半額を差入るゝと定め神戸取引所は會員仲買の申合にて會員は千五百石仲
買は五千石に超ゆる時は即時證據金を差入るゝと約す）たれば決して他の担保
者を必要とせず論者或は云ふ現今新相場の身元金は担保組織たる舊相場に比して

其金額の少なきは逆比例にして甚た以て不都合の至りなりと其れ或は然らん然れ
ども新條例は會員は三百圓以上三千圓以下仲買人は一千圓以上二萬圓以下とあれ
ば若し其れ現今の新相場所にして身元金の少額なりとせば其最高額に引き直すも
聊か不都合の點あるを見ず或は一步を譲りて論者の如き新相場所の身元金少額と
するも此少額なる保證金にして尙且つ賣買上に不都合なき實例は多年の經驗に依
りて茲に示し來れば益々以て担保の必要なきを證するに足る可し論者或は會社組
織は固と擔保責任を負しめん爲にするものなりと論する者あれども是れ未だ其事
實を知らざるものゝ言のみ何となれば最初相場所を以て株式組織となし其資金を
積みしは元賣買契約の履行を擔保する爲に非ずして仲買の身元金及賣買の證據金
を保管するに外なかりしなり大阪堂島の如きも昔時より米方兩替と稱するものあ
りて會所に附屬し證據金等を預りたるも維新後廢せられて別に金錢を保管するも
のもなく加之當時未だ國立銀行の普く設立もなかりしか爲め一時の便宜に依て會
社に現金を保管せしより株式組織を要したるに過ぎざるなり而して其會社をして

賣買契約より生ずる損害の擔保責任を負はしめたるは實に十五年四月改正條例を發布せしに始まる故に會社組織の元來擔保責任の爲に起りたるものに非ざるは明かなりとす然るに爾來今日に至る迄全國各相場所の實歷に於て辨償の要を生じたるは東京株式取引所に於て唯た僅かに二千余圓を支出せしこと一回ありしのみ之に反して其擔保者たる舊會所役員の却て其被保者の身元金賣買證據金を費消して損害を負はしめたるもの往々あり近時東京米商會所より起りたる費消事件の如きは最も著しきものなり如斯稀有の事例を擧て擔保の必要を説くば一部の徒か私利を逞ふせんとするの口實なるのみ又擔保なき新取引所にては人々不安を懷き賣買隆盛に至り難きや否やを觀察するに最近の調査書（各米商會所より農商務省への届書）に據れば（廿五年二月定期取引高）（一）東京六十七万三千四百十石（二）神戸五十八萬五千三百七十石（三）大坂五十萬九千八百石（四）新潟二十四萬六千二百石（五）赤間關二十七萬六千九百五十石（六）博多十八萬三千三百石（七）佐賀十三萬四千九百五十石（八）名古屋十二萬八百九十石（九）金澤十二萬三千百九十石（十）高岡十二萬千百

五十石（十一）桑名十一萬五千九百二十石（十二）大津十萬六千五百石（十三）京都十萬五千二百四十石（十四）酒田四萬三千三百九十石（十五）徳島三萬八千三百二十石に上る之れに依て見るも佐賀神戸とも日々多額の取組あり彼の全國に冠たる大坂米商會所も却て神戸取引所の繁盛よ及はざるを見る全く擔保の實際に要なき確證に非らすして何ぞや夫れ唯擔保あり而して之に附帶する弊害なくは則ち可なり然れども之より生ずる弊害は決して彼の論者か稱する鎖々たる利便の償ふべきに非るものなり即擔保たる株金に對しては多額の利益を收得せらるゝのみならず株主へ自己の損耗を怕れ決して辨償の場合なからんとを勉むるより證據金の割合新取引所に比すれば其額を高め各自賣買高の制限へ反て新取引所に下れり如斯賣買上の不便少からざるより相率ひて密賣買を事とし舊相場所の社會に於ては之を尋常の所爲として復た怪むものなし偶々爲めに所罰を受るものあるも決して悔悟の情を催ふすとなく餘人も素より之を惡ます唯其不幸を愍むのみ是れ皆株式擔保法より生する所の弊害にして其利害を對較すれば遙かに擔保なきの勝れるよ如かざるなり

論者又擔保なきは其仲買人危険にして相手方に對し代償せざるを得ざるに至るへ志と言ふ者あるも前述の如く舊相場所の申合と同しく新相場所にも身許金額に照らし賣買高の制限あるを知らば會員よして身許金を以て辨償する能はざる如き多額の取組を爲し相手方の仲買に損害を蒙らしむる如き危險の患なきと了知するを得べし若し其れ舊相場所は擔保者あるを以て賣買高の制限を必要ならずとせば其擔保效能を見る可きも其の擔保なき新取引所に比し反て現今の如く嚴重の制あるに至ては誰か其口實に惑はざる者あらんや殊に擔保なるもの賣買上眞に必要なものたらば商業上一般に此風を生ずべき筈なるに世間特例を除くの外絶て此事なし何ぞ獨り相場所内の賣買に限り之を必要とするの理あらんや

第三項（舊米商會所に於ては米、舊株式取引所に於ては有價証券に限り賣買を爲し新取引所に於ては各地適宜に重慶商品并に有價証券を併せて賣買するとを得）元來相場所の要たる其地方重要な商品にして賣買取引の頻繁なるものは皆此市場に於て取引をなし以て物貨疏通の途を開き商賈奔走の勞を省き又貨主の奸商に左

右せらるゝの患を絶ち市價を平準よし糶糶を均一ならしむるにあり商業を振作し物産を培殖するに於て寔に欠くへからざるの機關とすれば其物品は固より米穀及有價證券の二種よ限らず現に明治九年迄は各地綿油等盛んよ定期賣買を爲し禁止後其跡を歟めたるも多年の商慣習を廢し物貨の運動を妨げ地方の衰弊を促したるは所謂健を惡んで食を廢するの憾あるを免れず現今に在ても市場に賣買するもの東京の菜油神戸の石油、廣島の綿花、高岡の肥料の類届指に暇まあらす然れども公許相場所の外は十分の運動を爲す能はざるより其賣買甚た振はず恨を呑て時期の至るを待てり現に各地方新取引所の出願には賣買品の多き十余種に上り少なきも三四種に下るものなきを以て知るへし僅々米及有價證券の二種にして相場所の効用を全ふする能はざるは固より論なきなり

第四項（舊米商會所株式取引所は仲買人に限り賣買を爲し新取引所は仲買人并に會員は總て自己の賣買を爲す）

相場所に於て仲買人の外賣買を營む能はすとは不理不便の太甚しきものなり況んや其仲買人も舊米商會所舊株式取引所とも東京百名大坂七十五名其他の各地三十

名の制限あり商業上の大機關にして如斯狭隘なる専賣の範圍を設くるは果して何等の必要あるか其地方の豪賈紳商自ら市場に賣買するを得ず必ず口錢を費やし仲買人よ囑託せざるを得ず殊に商業上にハ必ず餘人よ漏すへからざるの秘密あり然るよ之を餘人よ囑するに至つてハ勢ひ漏泄の端を開かざるを得ず會員組織は條例に定めたる資格を備ふるものは何人と雖とも入會して直接に自己の賣買を營むとを得るなり公共の性質を有する相場所の本體として必ず應に如斯ならざるへからざるものなり論者或は云ふ會員組織は何人よても會員たるとを得可ければ甚た危険の恐れありと是れ未た其事實を知らざるものたり會員なる者は取引所條例第十二條に規定する如く會員たるの義務を盡すとを得る者に限り故に取引所役員に於て會員たるの義務を盡すに十分ならざる者と認める時は入會の承諾を與へして可なり何を必しも何人を問はず入會を許さるべからずと言はんや此點に在ては舊相場所の仲買申込の場合と異なる所なきのみならず反て新相場所の規定を以て安全なりとす何んとなれば新相場所會員の資格は舊相場所の仲買の資格に比して

一層厳密に條例中に制限せられたれはなり舊相場所の仲買人資格の寬に過ぐる如きへ反て舊條例の缺點たるに似たり仲買人は他人の委托を受くべきものにて自己の賣買のみに從事する取引所會員と大に其性質を異にして商法に於ても仲買人の資格の殊に嚴密なるを見るべし尙其實際を詳論するに至ては相場所は身許金證據金の制あり且賣買高の制限をも爲し得るものなれば其人物の如何は危險の有無に關すると甚た稀れなるは或は舊相場所條例に其資格を寬假したる所以ならんか現に相場所に於て仲買人申込あるに當り成規の身許保證金を入れゝに於ては役員に於て概ね承認を與へ其人物資力の如何は甚た念とせざるの意あるも亦た之が爲めのみ而して其身許保證金額は舊相場所の仲買は千圓已上と定め新相場所は千圓已上貳萬圓以下と定め隨て多少の差違あるにあらず之に對し自己の賣買のみに限れる新相場所會員の三百圓以上三千圓以下と定めたるは固より權衡を得たるものなり左れば論者の論する點に於て新條例の舊條例に比し危險の度を加ふるの懸念毫厘も存せざるのみならず反て一層の安全を得るものなるを認むべきものとす

第五項

(舊米商會所、株式取引所仲裁の方法ながらしか新取引所に
は仲裁法ありて賣買取引に關し爭論の終審仲裁を爲す)

賣買取引に關する仲裁法へ舊米商會所株式取引所共に其取引に關して處分を爲したれども之に服せざるときは司法裁判に訴ふるとを得るなり而して新取引所は其爭論の終審仲裁をなすの權を與へたり之れ實に舊法に勝りて尤も注目すべき緊要事なりとす凡う商事中殊に取引所の取引に關するものは一種他より異なるものありて最も其處分に迅速を要するものなるに若し之を司法權に從はざるを得ざるときは商事に貴ふ所の迅速を欠き又其習慣に適合せざるの不便あらん是れ最も新條例の効力の著しきものとす

第六項

(舊米商會所株式取引所の營業期限は満五ヶ年の制限あり新取引所には此制限なし)

本項も亦兩者差違の一要點なれども唯其差違の在る所を悉く讀者より示すの便を慮り序次是れを提出したるのみ之れ深く利害得失を講するの價值なればなり然れども唯短縮なる營業期限を設くる如きへ當業者をして常に不安の情を懷かしむるのみ其條例にして既に完美したりとせば固より之か年限を附するの必要なし何と

なれば若し其所爲にして法令に背き又は地方の安寧を害する如き場合に於ては何時にも監督官廳にて停止若くは禁止を命ずるの制裁あれば足れり畢竟舊相場所に五ヶ年の期限を定めたるハ當時立法者自ら其法の完美を確信するに至らず暫く目前の弊を防ぐを慮りたるよ出たるのみ舊條例能く一時の弊風を防きたるも終に其法の不備なるより舊相場所其物に弊害を生じ世論囂々と志て時勢の進歩其改良を促し終に新取引所條例の發布となり舊條例營業期限の條文は實際に其効用を爲さしむるに至れり然るに新取引所條例に此期限を定めざるは其性質上固より當然にして其宜しきを得たるものなり相場所の根基に屬する各要項に於て條例規定の差違より生ずる利害得失は前論の如し讀者以て其取捨する所を了得すべし尙之に附屬するものは農商務省々令及び取引所規約其他賣買方法にして舊相場所に於ては條例に基き申合規則を以て之を定め取引所に於ては條例に基き農商務省令及規約を以て之を定めたり要するに彼是其手順よ於て多少の差違なきに非ざるも歸する所殆んど相均しきれ至る今左に其要を掲げん

- 一 舊相場所の賣買は専ら競賣買を取り新相場所は相對賣買、糶賣、入札賣、競賣買にして賣買者の撰む所より任す
- 二 舊米商會所の賣買は直取引は見本に依り定期取引へ建米に依る新取引所は直取引は現物見本品又は銘柄に依り定期取引は見本又は銘柄に依る株式取引所は其物件の性質として見本を要せず單より銘柄に依る
- 三 舊米商會所に於ては會所限りにて格付表を製し各種の米穀を上中下の三等に分ち全等内の代用を許し新取引所も亦恰當品目なる者を定め農商務大臣の認可を受け均しく物品の等級を分ち銘柄を以て契約したるものに限り全等内のものを代用するとを得既に神戸取引所に於ては廿一年八月十三日を以て農商務大臣の許可を得て本文の如く實施せり
- 四 舊相場所賣買者は必ず證據金を差入るものとし新取引所は相手方の請求に依り差入るものとす
- 五 舊米商會所は轉賣の外買戻(解約)を許すとを條例に規定し舊株式取引所條記する
- 六 舊相場所の契約は相場所の帳簿に登記するのみ新相場所の契約は帳簿より登記するの外賣主より賣渡證書を買主より交付す
- 新舊賣買方法の差違以上の六項より過ぎず其要は新相場所は舊相場所の單より投機の一方に傾くの弊を矯正するの趣意を以て多少の變更を加へたるもの也今右六項に就て細説すれば第一項は競賣買の一方に依らず相對賣買入札賣糶賣等を併用するは即ち便宜にして實際の商業に適し新法の舊法に勝るを見る第二項第三項は新取引所は明かに建米を定めざるも銘柄を以て標準とし物品に等級を分ち受渡に際し合意承諾を以て全級内に於て代用する尙ほ舊米商會所の格附法に全じとす
 (合意承諾の事は神戸新取引所に於て農商務大臣の認可を得たるものにして其手續きは賣買取組の際豫て其契約を爲し置くものとす其詳細は別紙賣渡證書に記載あり)

然して買主に於て其名柄を望むときは取組の際其旨を契約し受渡しに於て其目的物を受取ることを得るものなれば舊米商會所の單より建米のみに據るものと比しなは大より自由の便を得るものとす殊に舊米商會所の建米の一法に據るは全く投機に偏する者より是れ實業者の忌厭を受け新取引所條例の發布を促したるの一端とす何んとなれば若し海外の注文を得て九州中國產の上等米を大坂馬關等にて多數購入せんとし之を舊米商會所より需むるに越中米若くは秋田米を交付せらるゝも計り難し故より此方向を轉じ他の途より購入せざるを得ず故より單純なる建米賣買の舊米商會所は其相場を以て人氣の傾向を示すの便益あるより止り前記の如き實物を目的とする實業者の機關より適せず即ち新取引所よりでは品質を限るの賣買は當初より代品を用いざるとを約するを以て目的外の無用物を渡さるゝ患なく如此にして初めて取引を便利にし市價を平準にするの便益を兼併するとを得て大市場の効用を完全ならしむるものと謂ふべきなり第四項は新法は信用取引法を進むるの精神に出て

其主意甚た美なり然れども地方に依りては之に適せざるものあるも知る可からず故に相手方の請求に依て證據金を差入れしむるの規程よりして其の證據金を差入るゝと否とは双方賣買者の自由合意に任したるは却て便とする所あるのみならず商業上の美風たる信用取引を進ましむるの益ある者なり第五項轉賣に對し買戻(解約)を爲すと尤も便宜の方法なり舊株式取引所に於ては條例中其明文なきに係らず農商務大臣の認可したる申合規則に規定して之を實行するに均しく新取引所に於ても之を行ふよ於て固より支障なかるべし即ち神戸新取引所は關係者の合意承諾を以て解約せり例へば甲は攝津中米五百石を七月限より乙に賣渡の約をなし其後甲は更より全品全類全期を以て丙なる賣主より買受の約を爲したりとすれば甲は期日より丙より其米を受取り之を乙に渡し乙より代金を收めて之を丙に交付すべきものなれば其結果は甲ハ乙丙の間に在りて代價物品受渡の取次をなすに止まるを以て新取引所よりでは甲は乙丙の兩者より直接の受渡をなさんとを望み其承諾を得三者連署の書面を以て其旨を取引所より届出受授を結了するとを實行せり此法

たる舊米商會所株式取引所に於ける甲は乙丙の承諾の有無に關せず當然直接の受取を爲さしむるものに比すれば却て理義よ適するものと云ふへし然れども神戸取引所の如きは會員仲買人の規約を以て恰當米即ち建米へ互々代米と爲すへきの合意契約あるものとす是れ即ち舊米商會所に行ひ得る所の買戻し方法に異ならざるものなり第六項へ賣渡證書を用ゆるは商業の實際に適し大に其要あるを見る唯頻繁なる相場所の賣買に於て悉く之を用ゆるは如何との批難もあれとも今は神戸取引所の實地施行方法に照すに其賣渡證書は別紙雛形の如く活版に附し其賣買に對し事項を加ふる迄の手數よして又其費用に於ても書記數名を雇ひ置くの勞費あるに過ぎず決して世人の唱ふる如き不便あるものに非す以上論する如く新舊相場の得失を照査し來れば實に前述の如し若し深く其利害のある所を察すれば又た何人も新取引所の不便を訴ふるものあらざるへし故より余輩か希望する所は一日も速に其設立を許可せられ各地商業の發達を圖るに在り是れ將より當局者の勉むへき所なりと信するなり然るに此際一部の徒其私利に懸戀して飽くとなきの求めを爲

し再び種々の苦情を訴へ新取引所條例の實施を妨げんとす朝野亦其巧言に迷はざるものなきを保し難し故より余輩茲より新舊條例の優劣を比較し來りて以て之が急施を促し併せて諸君の参考よ供するは敢て無用の辯よりあらざるへし若し夫れ余輩の意見よ對し反論するものあらば余輩亦再辯するを惜みざるへし

第 號	賣 渡 證 書	何 月 限	一 攝 津 中 米	約 定 價 格 壹 石 ニ 付	圓 拾 錢	何 十 石	請 渡 期 日	何 月 限
明治 月 年 日	神 戶 取 引 所	仲 會 員 人	何 某 <small>印</small>	右 取 引 所 帳 簿 登 記 之 通 ニ 付 受 渡 期 日 ニ 至 リ 取 引 所 規 約 ニ 遵 ヒ 此 證 書 持 參 人 ニ 無 相 違 相 渡 シ 可 申 候 也 但 受 渡 ノ 際 先 キ ニ 主 務 省 ノ 認 可 チ 得 タル 恰 當 品 種 等 級 範 圍 内 ニ 於 テ 流 通 代 用 ス ル コ ト アル ヘ シ	明治 年 月 日			

明治二十五年六月二十日印刷
全 年六月二十四日出版

(非賣品)

熊本縣熊本市高麗門裏町五番地

士族

松尾鶴

男




著
發
述
行
者
兼

東京市京橋區宗十郎町十五番地
國文社
久米川治三郎

印 刷 者



276



法
26

